

令和7年9月 第7回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招 集 年 月 日 令和7年9月17日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和7年9月17日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須 藤 敏 規 君	2	棚 橋 優 汰 君	3	黒 田 龍 之 介 君
4	井 上 智 恵 美 君	5	中 川 由 美 恵 君	6	山 之 内 英 樹 君
7	横 田 博 茂 君	8	永 田 勝 美 君	9	長 谷 川 忠 君
10	川 副 剛 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱 野 互 君	副 町 長	濱 田 能 久 君	教 育 長	富 野 毅 君
総 務 理 事 兼 庁 舎 建 設 室 長	大 平 弘 明 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君	税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君
住民福祉課長	松 本 典 子 君	保 険 環 境 課 長	宮 原 良 之 君	多世代包括支援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君
企画商工課長	中 道 隆 介 君	建 設 課 長	山 村 輝 明 君	農 林 水 産 課 長	金 子 剛 君
水 道 課 長	安 達 伸 男 君	会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君	教 育 次 長	井 手 守 道 君
農業委員会事務局長	作 永 善 則 君	建 設 課 係 長 兼 庁 舎 建 設 室 係 長	田 淵 誠 君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議 会 事 務 局 書 記	山 下 愛 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第45号 工事請負契約締結の件（令和7年度 佐々町旧庁舎解体工事）

閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開会 —

議 長（川副 剛 君）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、令和7年9月第7回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和7年第7回佐々町議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中に全員御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、残暑厳しいですが、敬老行事等でお忙しいことと思います。

9月15日の敬老の日の前日は「ながさきピース文化祭2025」の開会行事がアルカス佐世保であり、町長として出席をさせていただき、天皇、皇后陛下の御臨席を仰ぎ、盛大にかつ厳粛に執り行われました。これもひとえに町民皆様の多くの御支持の賜物だと厚く感謝を申し上げます。

このながさきピース文化祭は、11月30日まで県内各地で催し物があり、佐々町でも「市瀬窯跡と加藤民吉シンポジウム」や神田雅楽出演の「雅楽の祭典」、絵本作家による「よっといでおはなしの世界へ」が開催されますので、どうぞ御鑑賞下さいますようお願いをいたします。詳しくは9月号広報さざに掲載しております。御覧いただければと思います。

本日は、7月の定例会で申し上げました入札制度の改革以降に、議会の議決に付すべき契約の案件として、5,000万円以上の工事請負契約締結が生じたので、議案の御審議につきまして御承認下さいますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

議 長（川副 剛 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

なお説明者の出席について、田渕建設課係長兼庁舎建設室係長の出席を許可しておりますのでお知らせします。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、9番、長谷川忠君、1番、須藤敏規君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（川副 剛 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、配付しております議事日程表のとおり、9月17日、本日1日間
にしたいと思います。

日程について説明を行います。

本日は、議案第45号 工事請負契約締結の件（令和7年度佐々町旧庁舎解体工事）の1議案を
上程、その後閉会の予定です。

お諮りします。本臨時会の会期は、9月17日、本日1日間に決定することに異議ありませ
んか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、9月17日、本日1日間に決定しまし
た。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第3 議案第45号 工事請負契約締結の件（令和7年度 佐々町旧庁舎解体工事） —

議 長（川副 剛 君）

日程第3、議案第45号 工事請負契約締結の件（令和7年度佐々町旧庁舎解体工事）を議題と
します。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 亘 君）

（議案第45号 朗読）

説明は総務理事兼庁舎建設室長にさせます。

議 長（川副 剛 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

議案に入ります前に、タブレット3ページのほうをお開きください。

画面右側に、令和7年9月17日、令和7年第7回佐々町議会臨時会、庁舎建設室資料と記載
しているページになります。

議案第45号 工事請負契約締結の件（令和7年度佐々町旧庁舎解体工事）の事業概要について
説明をいたします。

今回解体する旧庁舎は、昭和44年3月に建設され、50年以上の経過による老朽化や耐震性能
不足等があったため、新たな防災拠点としての新庁舎建設を進めてきました。

新庁舎が令和7年2月28日に完成、5月7日に供用開始し、旧庁舎がその役割を終えたこと
に伴い、旧庁舎の敷地を駐車場として活用するため、解体を行うものです。

本工事の入札につきましては、令和7年9月8日に入札を行い、9月12日付、仮契約の締結
を済ませています。

次に、工期としまして、契約確定の日から令和8年3月27日の約190日を想定しています。本

日議決をいただければ、工期は192日間となります。

次に、工事概要ですが、まず旧庁舎、鉄筋コンクリート造2,758.71平方メートル、渡り廊下、鉄骨造33.55平方メートル、屋外機械室、コンクリートブロック造4.00平方メートル、その他外構の撤去、整地までが、今回の解体工事に関する工事の概要となります。

次に、タブレット4ページをお開きください。

こちらが解体の対象となる旧庁舎の立面図になります。東西南北4方向の図面を掲載しております。

続きまして、タブレット5ページをお願いします。

右側の水色に薄く塗られた建物が新庁舎になります。また、左側の水色に薄く塗られた建物が、今回解体する旧庁舎の建物となります。そして、水色に塗られた周辺を斜線にしてお示ししているエリアが施工区域で、少し分かりにくいと思いますが、周辺を線で囲っている部分が、仮囲いをするエリアになります。

次に、タブレット6ページをお願いします。

左側の斜線が引かれた部分を整地するものです。ここまでが今回の解体工事となります。

工事の施工に当たりましては、振動や騒音に十分注意を払いながら、隣接する皆様の御協力をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書に戻りまして、タブレットの2ページをお願いします。

別紙になります。工事名、令和7年度佐々町旧庁舎解体工事、工事概要、解体工事一式、契約の方法、指名競争入札による落札者と契約、契約金額、9,064万8,800円、うち消費税824万800円、契約相手人、佐々町本田原免17番地7、株式会社エムアイ興産佐々支店 支店長 池田誠、工期、自契約確定の日、至令和8年3月27日。

提案理由。本工事を令和7年9月8日に入札執行し、上記業者が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐々町条例第22号）第2条の規定により、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

これから質疑を行います。

質疑のあらわれる方。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

具体的に工法とかが分からないものですから、ちょっと具体的に、設計額とかの積算についてちょっとお尋ねをしていきますけども。

この設計金額が、近隣市町から比べて妥当かどうかというのは、ちょっと私は判断できないものですから、そこら辺の近隣市町との、こういう解体工事の資料を取られて比較されてみたかどうかを一つですね。

設計金額は、今、落札者が決まったわけですけど、いつの時点の設計になっているのかというのをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それから、場所を見ますと、周辺地域に2つ、3つ家屋があるわけですけども、トラブル防止のために事前の家屋調査などはいつされたのか、又はされなかったのかですね。

それから、この庁舎につきましては、アスベスト関係はあったのかどうかですね。

それから、ちょっと旧庁舎を見てきたんですけども、何十本か大きな柱っていうか杭があるわけですけど、何本ぐらいあったのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それから、それぞれ積算、設計、詳しくないんですけども、県の工事の基準とかいろいろ読

んでみましたら、それぞれの分野で解体の積算を上げるようになっておったもんですから、そこら辺の設計についてどのようになさったのかというのを具体的に。電気設備の関係はどうだったのかとか、機械設備などのエレベーター関係についてはどのような積算を、何の基準でされたのかとか、そこら辺の設計についての考え方とかをお尋ねしたいと思います。

それから、共通仮設費関係での、解体の工法ですね、私たちは木造住宅は発注したことがあるんですけども、分別解体ですか、分けてから解体していくとか、破碎機を持って来て碎っていくとかいろいろあるかと思いますが、この庁舎の分については、どのような工法で解体していかれるのか聞いておきたいと思います。

それから、飛散防止のための、近隣に家があるもんですから、シールとかパネルとかの設置はどのような、見て、発注されたのかですね。面積とか延長になるわけですかね。外周をこう覆ってから、足場が一番高いって聞いておったもんですから、どの程度の距離と、災害防止といいですか、そこら辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

第1点目はそのぐらいですかね。お願いします。

議長（川副 剛 君）

8点ですね。

建設課係長兼庁舎建設室係長。

建設課係長兼庁舎建設室係長（田淵 誠 君）

まず1つ目の近隣自治体との比較をされたかどうかというところにつきましては、近隣で一番最短でされている佐世保市さんの小佐々でされた物件、こちらのほうでヒアリングはさせていただいております。

金額については、どうしても担当者さんからの情報でしたので、細かいところまでは、概算、ざっくりこれぐらいというような話ぐらいしか聞き取りはできておりません。主に行ったヒアリングは、工期の算定とか、あと解体に伴って特殊な対応をしたかどうか、そういったところのヒアリングをさせていただきまして、参考にさせていただいて、今回の設計に反映させていただいております。

あと、いつの設計かということですが、こちらにつきましては、長崎県のほうから四半期ごとに単価の提供がございまして、今回の庁舎解体につきましては、令和7年度の夏版、春、夏の夏版、2回目に来た単価のほうで積算のほうはさせていただいております。

一応、令和7年3月に労務単価が上昇しておりますけれども、この辺も加味した単価ということで積算のほうはさせていただいております。

あと、積算に当たっての分野ということで、議員おっしゃられますように、今、積算の基準としましては、それぞれの工種ごとに分けて経費を算出なさというルールがございまして、そちらに伴いまして、今回の庁舎につきましても、建築工事、電気工事、機械設備工事ということで分けて、それぞれの経費を算出して積算のほうをさせていただいております。

エレベーターにつきましては、建物に付帯するものというふうに判断をさせていただいております。建築工事のほうで積算をさせていただいております。

あと、解体の方法につきましては、解体につきましては、今、議員もおっしゃられましたように、分別解体が原則になりますので、今回の解体につきましても、まず内部のほうの撤去、内装材とか、あとこの後説明がありますけど、アスベスト建材等の撤去を先にさせていただきまして、それから中の不純物が、不純物——、分別して仕分けして残った部分、建物躯体のみを残した状態で大型重機による破碎の解体というような手順になります。

工法につきましては、受注業者さんとこれから詳細な協議が必要なんですけれども、一応、今回の本設計としましては、手でするハンドブレイカーという、振動系を与えて、細かいコン

クリート等を破碎する人力で行うハンドブレーカーと、圧碎機といいまして、大きなはさみみたいな、よくある、テレビとかでもあるかもしれませんが、重機にはさみ等を付けてそれで破碎するという破碎方式ということで、一応設計をさせていただいております。あと細かいところは、受注業者さんと詰めさせていただきたいと考えております。

あと、飛散防止対策ということですが、建物の解体になりますと、おっしゃられますように粉じん等が出てきますので、作業中は散水して飛散防止していただきます。

また、今回の工事といたしましては、先ほど御説明がありましたけれども、足場、議員がおっしゃられたように、足場を周辺に組みまして、シートを張るようにしております。こちらのシートにつきましては、防音シートということで、防音に強いシートのほうを採用させていただいております。建物の正面の一部分は重機が入っていくところになりますので、一部分は足場を組まないんですけれども、残り3面プラス一部は足場で囲ってしまって解体するというようなことで、設計のほうはさせていただいております。

あと、どこを空けるかという、足場を組まないところにつきましては、一応、図面上で指示はしていますけれども、こちらは受注業者さんのほうと協議をさせていただいて、場所の変更等は出てくるかもしれません。ただ、重機を中に入れないといけませんので、その進入口は設けるように計画をしております。

議長（川副 剛 君）

あと3点ですかね。

建設課係長兼庁舎建設室係長。

建設課係長兼庁舎建設室係長（田淵 誠 君）

まずは、ちょっとすいません、以上です。

議長（川副 剛 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

わたしのほうから2点、御答弁させていただきます。

まず1点目の家屋調査についてということでございますが、既存家屋事前調査ということで、令和7年6月5日から令和7年9月2日まで、非木造建物3棟、工作物3か所について調査を行っております。

続きまして、アスベストの関係でございますが、アスベストにつきましては、天井材、それから、配管保温材、床材等に含有をしているということで、6か所、そういった箇所がございます。

調査のほうは既に済んでいる状況でございます。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

あと1点、杭と柱。

暫時休憩します。

（10時20分 休憩）

（10時20分 再開）

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
建設課係長兼庁舎建設室係長。

建設課係長兼庁舎建設室係長（田淵 誠 君）

それでは、すいません、お時間を取らせてしまって申し訳ございませんでした。
先ほどの杭のお話ですけれども、杭自体は建物の下に111本あります。柱につきましては、42本の柱でございます。
以上でございます。

議長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

概略分かりました。一応は単価については、令和7年夏版を利用したということですね。分かりました。家屋調査も済んでいるということですね。アスベストについても確認はしているということですね。

工法についてなんですけど、最初は屋内のほうから分別をしてから、だんだん外に向かわれると思うんですけども、先ほどあったように、杭とか大きい柱が42本あるということなんですけども、その部分についてが、6種類ばかり工法にあったもんですから、どれに当たるのかなと思ってですね。コンクリートをするのにカッター工法とか、ワイヤーソーイング工法とか、ウォータージェット工法といろいろあったんですけども、圧砕機っていうのはウォータージェット工法で砕いていくということだろうと思うんですけど、柱あたりはどういう形で、切っていくのか大きなあれでいくのかちょっと分からんとですけども、だんだん、あと機械を使ったらコストが高くなるって書いてあったもんですから、このような設計しかできなかったのかどうかっていうのを、私は技術的に分かりませんが、そこら辺の、この工法によってどれだけコストが上がるのかですね。倒す方法もあるって書いてあったもんですから、倒したら、隣に人家があったから無理だろうと思うんですけど、そこら辺で。

そして、電気設備の電線とかケーブルなども、入ってみたら少しあったもんですから、これは産業廃棄物ではなくて、有価物で取り扱うようにって書いてあったもんですから、その部分もまだ残っているというふうに感じたんですよね、内線も、失礼ですけど、ずっと朝見てきたんですけど、すいません、あったもんですから。

あとは機器類がどのくらいあるのかですね。ほとんどなかったもんですから、それは結構なんですけど。そのケーブル電線はあるのかどうかですね。それをちょっと聞いておきたいなと思って、これが2点。

それから、前に一般住民の方から、周りにソテツとかサザンカですか、サザンカが七十何本あると思うんですけども、それまで図面の中では斜線が引いてあったもんですから、これも処分するように、執行としては考えておられるのか、議会とちょっと、どのように解体するか聞いてなかったもんですから、私の失念かも知れませんが、聞いてなかったから、できたら残すべきじゃないかと私は考えておるもんですから。サザンカでしたら町花ですから、どこかに移設をすべきじゃないとか、いろいろ私は思っているもんですから、そこら辺の考え方についてお尋ねしておきます。

議長（川副 剛 君）

建設課係長兼庁舎建設室係長。

建設課係長兼庁舎建設室係長（田淵 誠 君）

それでは、すいません、2点の質問について回答させていただきます。

まず、柱と杭についての解体工法についてなんですけれども、杭につきましては、今回の解体工事の、まず対象とはしておりません。残すっていう形で考えております。柱につきましては、建物の全てを総合して解体するという工法で、こちらは県の積算基準のほうにございまして、刊行物の単価を採用するというルールがございまして、そこでいきますと、建物全体を、議員おっしゃられます柱とか梁とか床とかで分別するわけではなく、もう全ての建物という考え方で解体をしていきます。

今回の工法につきましては、ハンドブレーカーと圧砕機を併用した工法で解体するというところで、設計のほうはさせていただいております。

また、あと電線ケーブルについてですけれども、こちらも議員おっしゃられるとおり、導線とかそういったものについては有価物ということになりますので、こちらも積算基準のほうにありますけれども、露出されて見えている部分の配管、配線類については、分別して解体しなさいということになっておりますので、一応、今、目に見えている露出した配管、配線類については別に撤去して分別解体、その中に導線類もございまして、そういったものは有価物ということで計上をさせていただいております。ただし、躯体に埋設された配管、配線類は分別して撤去が難しいので、こちらは計上しないという積算のルールがございまして、こちらを準用させていただいております。

私からは以上です。

議 長（川副 剛 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

植栽の件について御答弁させていただきます。

植栽につきましては、移植の方法で検討しております。ただ、全てを移植することはなかなか難しいかと思っておりますので、そこにつきましては、委員会等にも報告をしながら、どういった場所に移植するということについて、決まり次第御報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

3問目ですけども、ちょっときょう見せてもらったら、ブラインド関係が有価物として業者が入っていたんですけど、これはいつぐらいまで終わるかですね、そういう別工事で頼んでいるところが終わらないと解体工事に入られませんと思うんですけど、先ほど言われた仮契約ですから、本契約して、工事関係の規程を作るように附帯決議で言っておったものですから。

あと、いつの段階で入っていくのか、着工届が何日ぐらいに出るとか、その工程でちょっと分かっている範囲で結構ですので、知らせてください。

それから、資料で議会のほうに、入札結果の報告を見ているんですけど、予定価格っていうのが設計額だろうと思うんですよね。そこに、町長おっしゃる87%で、今度は下げて入札をしていくというのが、最低制限価格って書いてある。それで、落札金額がここに上がっているわけですけども、この最低制限価格と落札額をしたら、12万6,000円の差しかないということで、これについて町長どうお考えか。そして、失格者が4名おられて辞退が1人っていう、この今

回の結果について、どのようにお考えかということですね。

そして、もう1点は、以前の所信表明の時、87%に5%を、5ポイントっていうんですかね、下げていくっていうことで、地元の建設業界とは調和を図っていくということですけど、私が知っている範囲については、なかなかうまくいってないように見えるものですから、こういう状態の中で、今後も入札をやっているのかということ、再度お尋ねしておきたい。

それから、現在予算化されている工事関係で、発注率は分からんとですけども、必ず、今の発注状況を、また今回9月の補正が上がったり、12月で工事関係が上がったりしたら、工期が限られているものですから、確実に予算組んだのは工事をして、住民の付託に応じてやらんばものですから、無理な予算を組まないように、私はそういう意味で言っておるんですけど、そこら辺についてお考えを伺っておきたい。

議 長（川副 剛 君）

4点。

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

まず、1点目の工程について御説明をさせていただきたいと思います。

解体スケジュールは、着工時に概略の工程表が提出され、その後、契約書第3条に基づき、計画工程表が、工期の始期の日から40日以内に提出されるというふうになっておりますので、スケジュールとしましては、そのような日程で進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、現場での調整というのが出てきようかと思いますが、他の作業と重複しないように調整しながら、スムーズに工事のほうが進捗できるよう対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

まずもって、所信表明で申し上げました92%を87%に引き下げるという、最低制限価格については下げるということで、今回初めての入札でございまして、非常に気になっておりました。果たして落札者がいるのかなというような状況で見えておりましたけども、安堵したところでございます。

結果については、失格者がいらっしゃるということは、最低制限価格を下回るということは、本当に工事について取りたい、応札して落札したいという気持ちの表れだったのかなというふうに思っております。ただ、一般競争入札でいう最低制限の場合でいくと、粗雑工事を防ぐためにパーセントを上げていると、県では92%という形になっておりますけども、今回の分については暫定的な措置ということで、今年度いっぱい、この方法でさせていただきたいというふうに、所信表明で申し上げたところでございます。どうぞ御理解のほどをお願いを申し上げたいと思います。

今後も、このような入札を続けるのかということで、先ほど申し上げましたけども、今年度いっぱいの暫定措置でございますので、状況を見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。結果については、5%下げたことにより約480万円ほど、金額が、ほかの事業に回すことができるということで、成果は上がったかなというふうに思っているところでございます。

町内業者さんの育成については、もともとと言っておりますので、そこはしっかりとやっていきたいというふうには思いますけども、町民皆様の税金をお預かりしている立場で、私は今回の分については、ある程度成果があったのかなというふうに判断をいたしておるところでございます。

議 長（川副 剛 君）
総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

発注率についての御質問があったかと思いますが、私のほうで全てを把握しているわけではございませんが、おおむね、入札の執行状況としましては、4割前後が現在終わっている状況ではないかというふうに考えております。もし間違っていましたら、建設課長のほうから訂正のほうをいただければと思います。よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）
暫時休憩します。

（10時34分 休憩）
（10時35分 再開）

議 長（川副 剛 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

要は、予算は取ったは、最終の議会で減額予算ですって言ってね、当初取った予算も減額しないようにですね、確実に予算取ったのを進めていただくようにしていただきたいというふうに言うともんですから。無理な予算は、9月も12月も付けなさんなということを言いたいわけです。無理な状況を。建設業界とうまくいっていたら通るでしょうけど、佐々のはもういらんって言えば、だれも不落になるんじゃないかと心配しておるもんですから。同じ町民で融和が保てんのじゃないのかなとちょっと心配するもんですから、そこら辺のはっきりした考えを、考えて進めていただきたいと町長には申し上げたいと思います。これは意見ですので、結構です。

議 長（川副 剛 君）
答弁ありますか。いいですか。
副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

入札の件に関しましては、町内業者育成というのは、我々も十分心得ておるところでございます。ただ、ことは特にいろんな事件等が発生いたしまして、報道関係の見る目、町民が見る目っていうのがありました関係で、それと私の前の人たちがこれでいったらどうかというのがあったもので、そこは自分たちがなってから壊されないだろうというのが一つあったんです。だから、町外業者を入れているような状況でございますけども、その代わり町外業者は2社入れて、それと町内業者は、基本的には6業者とすると、4対2ぐらいの割合で入れているよう

な状況でございます。

どうしてもやっぱり、この前、業者の会長、副会長さんなんかとお話をさせていただいた中では、我々は納得していただいていたのかなと思ってたんですけども、いろいろな御意見をお聞きすると、どうもそこまでいってないような気がします。ただ、さっき言ったように、やっぱり住民の目、報道関係の目というのがあるもんですから、なかなか我々としても、すぐに町内業者だけ、そして、町長がさっき言いますように5%減ということも、なかなかすぐには撤廃できないような状況でございました。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

いいですよ、4問目です、許可します。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

事件のことをおっしゃれば、その経過に至った計画はやっぱり総括して、こういう状況だからこの方法の入札制度にいくっていうのを、まずそれを先にやってから入札はすべきじゃないのかなと思うんですよ。

町長が言われた入札監視委員会で、今からはしていくって言うんですけども、そこで総括をしていただけんですか、前の工事のあそこのね。どういう状況でそういうのが起きたのかって、内部体制が悪かったのか、価格については町長さんが5ポイント下げるって言わすからそれでいいですけど、まずそれをやってから予算組んだりして、工事関係は進めていただきたいと思うんですけども。その件についてはどうお考えでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

今までの体制が悪かったっておっしゃっているわけですけども、それはその通り、一部分についてはよくなかった、情報が漏れる状況であったということで、それは、今は入札会場のほうで、最低制限価格の設定についてはさせていただいております。ただパーセントについては、総括といいますか、所信表明で申し上げましたとおり、私がずっと入札結果を見た状況の中で、これは下げるべきだというふうに判断したところですので、それは申し上げたと思います。

今までが良くなかった点は改めていかなければいけないし、簡単に町外業者を排除するというようなことをすれば、また同じような、官製談合ではなく、今度は業者間の談合事件に発展する可能性があったので、こういう入札制度については、引き継ぐべきところは引き継いで、改めるところは改めてということを、所信表明で申し上げたと思います。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

5問目ですけど、許可します。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

情報が漏れる状況で悪かったじゃなくて、一部の町長がやったことであって、職員が悪かったって私は言いよらんとですよ。だから、町長の答弁を見れば、そういう状況で、前の体制が

悪かったって聞こえたもんですから。その悪かったところが分かれば、今の体制がどこかが悪かったってことです。それは総括として、入札制度の改革も、前の議会の附帯決議であげているからですね、工事の発注のやり方とか、変更契約の在り方とか改善していただきたいと、議会としては附帯決議をあげておるわけですから、そこら辺考えとっていただければ。

この件は決算の中で多分出てくると思いますから、意見として申し上げておきます。

議 長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）
今、1番議員さんから指摘がありましたけども、私は職員が悪かったということは申し上げておりませんので。体制が悪かったということをお指摘されたので、私もそのように思いますということでお答えしたと思います。
以上です。

議 長（川副 剛 君）
ほかございますか。
8番。

8 番（永田 勝美 君）

私のほうからは、1つは工事の安全確保の問題で、1点目は先ほど御質問もありましたが、アスベストの問題です。アスベストについては、先般、アスベストをめぐる様々な最高裁判決なども出ておりますが、いわゆるアスベスト粉じん作業という場合に、建設解体工事現場の粉じん、いわゆる作業員のアスベストばく露ということだとか、あるいは、近隣の、隣家へのアスベスト粉じんが舞うことによって、隣家へのその被害の発生といったことについても、厳しく言われているというふうに思うんですけども。そういった点で、いわゆる今回のアスベスト対策については、先ほどのお話であれば、天井材だとか、当時は天井材にはほとんど岩綿吸音板といいまして、アスベストが含有していたということなどもありますので、そういった点では、アスベストで、天井材、床材というのはかなり広範に使われていたように、私自身もそういう現場におりましたので、記憶しておりますけれども、そういう点では、そういった対策、先ほどお話があったところで、アスベストが確認されたのは5か所というふうに言われたんですけども、6か所か、箇所数は分かったんですけども、そういう、かなり広範に、当時天井材には含まれていたように私は考えておるんですけども、そういう点では、事務室フロアーの天井材は、ほとんどが岩綿吸音板ではなかったのかなというふうに思いまして、そういった意味では、若干、量的にはどのような程度のものだったのか、そういったものについては、基本的に除去はきちんと網羅されているのか、そういう設計と、あるいはその発注がされているのかということの一つは確認したいということです。

2つ目は、足場の問題なんですけども、最近、突風被害が、先般も静岡県の牧之原市での突風被害というのがありまして、建設解体用の足場とか、そういったものがかなり被害に遭うというケースが、全国的に多発しているんですね。そういう点で、足場のいわゆる補強を、高さによって足場の補強基準というのは決まっているというふうに思うんですけども、今回は比較的低層ですけども、地形的には、佐々町も突風は起こりやすい地形でありますから、そういった意味では、かなり足場の養生っていいですか、特に台風被害ですね、突風、台風被害時の時期が重なるわけですから、是非、入念にというか、遺漏なきよう取り組みを進めていただきたい。その辺りについても、特別な対策がされているのかということを知りたい。安全面に

については2点です。

それから、あとは入札価格といいますか、見積り価格等々の関係ですけども、実は皆さん御承知のように、最低賃金が今回改定になりまして、ちょうどこの工事の時期を挟んで、工事の期間を挟んで賃金の、最低賃金の改定が行われますよね。そういう点で、そうした期間中に最低賃金が上がるということになれば、当然、県の公定価格等も引き上げなければならないのではないかなと。最低賃金が単価ということでは、ストレートではないんですけども、要するに工事としては、実際に受注業者の、いわゆる下請け関連業者まで含めて、その最低賃金が確保されることは、発注側としての公的責任もあるというふうに私は思っていて、言いたいことは、話はややこしいんですけども、町としては比較的、相対的に安く発注をしたい、しかし、工事を行う業者さんたちの中で、いわゆるその最低賃金が保証されるということは担保しなければならないという、非常に難しい対応が求められているというふうに私は思っているんです。そういう点で、このいわゆる最低賃金などが中間で変動する、そういったものに対しては、契約上はどのように対応されているのか。物価高騰などでは、価格が大幅に変動したときなどについては、一定の保証をするということなどあるんですけども、賃金についてはどういうふうに対応をされているのかということについて、配慮されているのかについて伺いたい。

あと、ついでながらといっちはですが、植栽についてですけども、植栽について、サザンカについては分かったんですが、旧庁舎の前にあるソテツは非常に馴染み深くて、大事にしたいなというふうに私は考えておった樹木なんですけども、これについてはどういうふうになるのかということについても、教えていただければと思います。

以上です。

議長（川副 剛 君）

4点ですね。

建設課係長兼庁舎建設室係長。

建設課係長兼庁舎建設室係長（田淵 誠 君）

それでは、まず1つ目のアスベスト関係のお話ということで、質問に回答させていただきます。

アスベストにつきましては、今回、庁舎の室内、内部での材料、建材のほうが含まれているということが判明しております。場所につきましては、ケイ酸カルシウム板という材料になるんですけども、流し回り、水回りのお部屋の天井材が含まれているという結果になっております。先ほど御質問がありました執務室の天井につきましては、こちら調査しましたがけれども、含有なしという結果になっております。ですので、今回につきましては、水回りの一部ということで、面積的には約90平米の面積が、今回該当するということで設計をさせていただいております。

また、解体の方法につきましては、議員おっしゃられますように、労働者の方の安全が一番になりますので、まず、解体については、飛散をさせてはいけませんので、手で、手ばらしということで、人力で解体をしてもらいます。作業される方は、防護服を着用していただきまして、それが終わりますと、専用の掃除機で防護服回りをきれいに取ってもらって、それから脱ぐというような作業になります。

また、この作業は成形板といいます、棒ドリル、板材については、そのような方法でいいんですけども、よくアスベストで、保温材とか断熱材とかというところが今回一部ございまして、そちらになりますと、またちょっと専用のクリーンルームとか、工法の種類がちょっと変わります。ですが、おっしゃられますように、労働者の方の安全を確保するということで、

こちらにつきましては、今また法の改正がございまして、着手前に受注者さんの監督署のほうに、自分たちで調べて報告する義務が出ておりますので、そちらのほうで監督署からの指導のもとに作業をされるというような形になりますので、対応をさせていただきたいと思っております。

また、建物周辺にはアスベストが含有されていますという表示板をさせていただいて、工事をする形になると思います。

あと、今回、最初にお話していましたように、外部には今回アスベストが入っていないという結果になっておりますので、隣地の方への飛散関係については、一応、今回の設計では配慮しておりません。先ほど御説明したシート、防音シートでやるというような形で考えております。

また、もう一つが足場の突風被害のお話ですけれども、こちらもおっしゃられますように、まず足場につきましては、労働基準法のルールがございまして、高さ10メートルで60日以上、足場を置く場合は届け出を出さないといけないと、監督署のほうにですね、というような労働安全衛生法のルールがございまして、こちらに準じて受注者さんのほうで、監督署のほうに足場の計画書を出していただくことになります。その中で、議員おっしゃられましたように、突風対策というか、強度上もつのかもたないのかというところの対応を確認していただいた上で、現場を施工していただきます。

ただし、おっしゃられるように解体したときには、どうしても足場自体が自立した形になってしまいますので、そういったところは現場を見させてもらいながら、都度、安全対策については現場の方と協議しながら進めていきたいと、場合によってはシートをはぐとか、そういったところの対策ですね、あと、台風の前については、同じように補強をしていただくとか、そういったところは、現場の状況を見ながら、受注者さんと安全について協議をさせていただきたいと考えております。

それとあと、最低賃金のお話ですけれども、まず、毎月毎月、労務単価の分については、刊行物のほうで報告がございまして、本のほうで、9月の労務単価はいくらですという形で、毎月毎月来ていきますので、もしそこで改定があれば、設計のほうに反映させていると思います。ただし、例年の考え方で行きますと、毎年3月に大きく労務単価の改正がございまして、令和7年3月も実際改定がっております。

今回、議員が御質問のとおり、最低賃金が今上がったというお話なんですけれども、それがすぐすぐ刊行物の労務単価に反映されるかどうかというところは、ちょっとまだ、別問題かなと。あくまでも刊行物、あと長崎県が公表する労務単価、こちらをベースにして積算のほうをさせていただいておりますので、設計上におきましては、最低賃金が上がったからということで、すぐさま上がるかっていうと、ちょっとそこは別問題というふうなことで考えております。

私からは以上です。

議 長（川副 剛 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

今、係長のほうから説明がありました分で補足をさせていただきます。

1点、最低賃金の反映についてということでございまして、この件につきましては、契約書の第26条に、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更ということで、12か月を経過したのちの賃金、物価水準の変動ということで変更する条項を設けてございます。

今回の工事につきましては、192日間ということになっておりますので、変更は行わず、現状の契約金額をもって進めさせていただくことになろうかと考えております。

それから、4点目のソテツについてでございますけども、こちらについては、どうしても移設に係る費用等々もございますので、そういった部分について研究をさせていただきたいというふうに思います。なかなか難しいのではないかとこのように感じるところでございます。御理解のほうよろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

アスベストについては分かりました。確か、昭和でいいますと、昭和57年、58年頃までは、結構、執務室天井にも岩綿吸音板が使われていたという、私は記憶しておるんですけども、庁舎の場合は途中でやり替えたということも当然あると思うので、そういうことなのかなというふうに思いました。分かりました。

2点目の足場の問題ですけども、先ほど係長も言われたように、特に台風シーズンでありますし、足場の場合は日々形状が変わっていきますよね。先ほどありましたように、三方足場になって、ちょうどそこが風をはらむような形になるような時っていうのは大変危険だということがあると思うので、そういった意味では、足場の形状が変わるという状況などもあるので、特に気象状況には入念な対策というのをお願いしておきたいなというふうに思います。

それから、最低賃金の問題ですけども、流れとしては分かりました。今回も期間としては、12月を超えないということで、中間での変更はないということなんですけれども、こういった問題は特にことし、最低賃金もかなり大幅な引上げになりましたし、1,500円まであと数年でというふうな話もあるわけですから、そういった意味では、かなり毎年大きな変動があるのではないかなというふうに思っています。その最低賃金が上がるということは、特にこういう建設解体業界などのいわゆる関連業者さんが、非常に裾野の多い業者さんについては、一番下請け、孫請けといわれる一番最後の関連業者さんのところまでいくと、かなりその最低賃金ぎりぎりや、あるいはそういったものを一時的に下回るということなども起きかねないという状況というのはずっとあるんですね。そういう構造などを考えて、他県等では、いわゆる公契約条例というものが作られているのだということを、私もそんなに詳しくないんですけども、聞いたことがございますが、1点聞きたいのは、その公契約条例等についてこれまで検討されたことはあるのか、今後検討されるのかということについても、ちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（川副 剛 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

私の先ほどの答弁のほうで、少し間違った答弁をしているところがございます。

インフレスライドということで、国内における急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合、そういった場合においては、受注者、発注者において、一応、私が手元に持っているものでは、1%を超える場合について協議を行うというような規定があるかと思います。ちょっと手元に十分な資料を持ち備えておりませんので、この答弁として十分ではございませんけども、私が先ほど御説明した答弁ではちょっと不十分なところがございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（川副 剛 君）
副町長。

副町長（濱田 能久 君）

公契約につきましては、以前、私が建設課長をしていた時だと思いますけども、一般質問が出たのを覚えております。ただ、その時、公契約になりますと、どうしてもその賃金、例えば、1万円みてたら1万円をその人にやらないといけないというようなことなんかもありまして、その時は多分、検討するか何かよく分からないですけど、そこで終わってたのかなと思いますけども、確かに出たのは覚えております。
以上です。

議長（川副 剛 君）
8番。

8 番（永田 勝美 君）

公契約条例については、特にいわゆる中小の業者さんたちからも、いわゆる公共事業等について公契約条例をとという要望がたくさん出されているという話を聞いております。
他県では、公契約条例、既に結んでいるところもあるというふうに聞いておりますので、ぜひ検討を、今後進めていただければということを申し上げておきたいと思います。
以上です。

議長（川副 剛 君）
答弁ありますか。
7番。

7 番（横田 博茂 君）

指名競争入札だったということで、2点だけお聞きします。
入札の公平性の担保のため、指名業者選定理由、指名の選定基準、そこをお聞きしたい。
もう1点。透明性確保のため、積算基準は公表されるのか、その予定があるのかをお聞きします。

議長（川副 剛 君）
建設課係長兼庁舎建設室係長。

建設課係長兼庁舎建設室係長（田渕 誠 君）

質問のほうに回答させていただきます。
積算基準の件ですけれども、こちらにつきましては、まず、今回の設計がどのような積算の基準に沿って積算をしたかということで、業者さんのほうに配付します参考資料のほうに、積算準拠図書ということで、そちらを全て記載しております。
長崎県の公共建築工事積算基準とか、長崎県公共建築工事共通費積算基準とか、そういったところで準拠して積算しましたということで記載しているんですけれども、こちらにつきましては、長崎県のホームページのほうで公表されておまして、一応、こちらのほうで参考積算をしていただいております。
あと、そのほかにも国土交通省等が発刊した積算基準等がございますので、そういったところは図書を購入して積算をするというような形になるのかなと思いますが、私どもが積算した基

準については、そういった形で業者さんに対して公表しております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

7番議員、もう1点は。もう一回。

町長。

町 長（濱野 互 君）

入札指名の基準なんですけども、これは公表できません。

ただ、業者さんからおっしゃっていただいている分で、1つの工事を取ったら、次の工事については指名をしないでほしいというような要望もございましたので、そこについては、以前も町で、佐々町のほうで進めておりましたけども、技術者がいれば2件の工事が取れると、技術者数によって工事受注件数が決まるようなシステムに、できるだけもっていきたいというふうには考えておるところでございます。

議 長（川副 剛 君）

7番。

7 番（横田 博茂 君）

1点目の基準ですが、公表しないということは分かりました。しかしながら、なぜ公表しないのか、そこをもう少し明確に教えていただきたいです。公表しない理由っていうところ。

2点目の積算基準に関してですけれども、佐々町のホームページ等には掲載しないのかということと、我々議員のほうにはそういう資料をいただけないのかという、2つ、よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）

副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

指名委員会の中身は、建設工事指名委員会規程というその第5条の中で、入札に関することは一切公表しないというようになっておりますので、なかなか我々もしたくてもできないというところもありますので、そういうことでよろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）

積算基準。

建設課係長兼庁舎建設室係長。

建設課係長兼庁舎建設室係長（田渕 誠 君）

積算基準の件ですけれども、こちらは周辺自治体もそうなんですけれども、長崎県のほうで積算基準のほうを作成していただいております。長崎県内の自治体は、先ほど少し答弁でも申しましたように、四半期ごとに長崎県からの単価の提供を受けておまして、その単価の積算も、その積算基準に準拠して積算をしておりますので、おおもとが長崎県の基準になります。ですので、それを準拠して、準用して、うちは積算をしておまして、佐々町独自の積算基準というのは作っておりません。

これについては、そういったことで、おおもとの長崎県のほうで取りまとめをしていただい

ているものということです、またうちが公表する、ホームページにあげるというところも今後検討は必要かとは思いますが、今のところは県のホームページ上で見ていただいたところで、特に御要望等もないので、今のところはそのままさせていただければなと思っております。よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）

7 番。

7 番（横田 博茂 君）

積算基準の分は分かりました。

指名業者の件、副町長の答弁いただきましてありがとうございました。ただ、しかしながら、指名業者を教えない、伝えないということは、兼ねてより町長もおっしゃってありました透明性に欠けるのではないかと、内部の中でそういうような話、密に何かやっているのではないかと、という疑念を呼ぶかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

指名業者さんを入札結果報告の中で、議会のほうにもあげていると思いますけども、事前にどこどこ業者を指名しますっていうのはちょっと言えないんですけど、終わったあとは報告していると思います。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

ほか、質疑のあらわれる方。

2 番。

2 番（棚橋 優汰 君）

あと1点だけ質問したいんですけど、標準工期の件で、今回確定を受ければ190日間となっておりますが、週休2日制なり、年末年始の正月休み等があり、日数的に問題ないのかと思いついて、190日が問題ないというような根拠等があれば教えてもらえると助かります。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

建設課係長兼庁舎建設室係長。

建設課係長兼庁舎建設室係長（田淵 誠 君）

工期のお話なんですけれども、こちらにつきましては、先ほどの一部答弁と重なるんですけども、発注前に佐世保市さんにヒアリングをさせていただきました。その時の事業の状況、あと規模、ちょっと事業規模はうちのほうが大きかったんですけども、その工期と比較したときに192日、まあ190日ですね、今回は6.4か月ということで出させていただいているんですけども、一応その内容で工期内完成可能というふうに判断をさせていただいております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

年末年始含めても工期のほうは間に合いますか。
建設課係長兼庁舎建設室係長。

建設課係長兼庁舎建設室係長（田淵 誠 君）

今現段階におきましては、工期内完成可能というふうに担当としては考えております。よろしくをお願いします。

議長（川副 剛 君）

ほか、質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。

これから採決を行います。議案第45号 工事請負契約締結の件（令和7年度佐々町旧庁舎解体工事）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長の挨拶をお受けします。

町長。

町長（濱野 互 君）

本日はお疲れ様でした。

工事請負契約締結の案件につきまして可決くださり、誠にありがとうございました。

今後とも町政の推進のため、御理解と御協力をお願いしまして、閉会の挨拶といたします。

お疲れ様でした。

議長（川副 剛 君）

以上で、令和7年9月第7回佐々町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

（11時11分 閉会）